

美郷町における公共工事の中間前払金制度の概要

1 中間前払金の制度

中間前払金とは、工事の着手時に前払金(請負代金額の10分の4以内の額)の支払を受けた後に、更に工事の中間段階において前払金(請負代金額の10分の2以内の額)の支払を受けることができる制度です。ただし、請求しようとする中間前払金の額と支払を受けた着手時の前払金の額との合計額は、請負代金額の10分の6を超えることはできません。また、着手時の前払金の支払を受けていない場合は、中間前払金の支払を受けることはできません。

2 中間前払金の対象となる工事

前払金(請負代金額が130万円以上)の支払いを受けた工事で、次のすべての要件に該当する場合において、中間前払金の支払を受けることができます。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 予定工程どおり進捗していること。
- ③ 出来高が請負代金額の2分の1以上に相当するものであること。

注) 継続費又は債務負担行為に係る契約でその履行が数年度にわたるもの(複数年度契約)に係る中間前払金については、各年度の年度割金額等および工事期間を基礎として、対象要件該当の有無を判断し、その支払額も年度割金額等を基礎として計算し、それぞれの年度において支払います(対象要件を満たさない年度については、中間前払金は行わず、当該年度については部分払を受けることができます。)

3 中間前払金の認定

請負者は、中間前払金の請求をしようとするときは、中間前払金に係る認定を受けるために、町に所定の「中間前払金認定請求書」(様式第2の1号)および「工事履行報告書」(様式第2の2号)を提出するものとします。町は原則7日以内に要件審査を行い、「中間前払金認定書」(様式第3号)を請負者に交付します。

なお、出来高の数値に疑義がある場合は、請負者に当該数値の根拠となる資料の提示を求め、確認をさせていただきます。

4 中間前払金の支払

請負者は、中間前払金に係る認定を受けたときは、所定の「中間前払金請求書」(様式第4号)に、保証事業会社が発行する当該中間前払金に関する「保証証書」を添付して、町に申請するものとします。当該請求日から14日以内に中間前払金を支払ます。

4 中間前払金と部分払の併用禁止

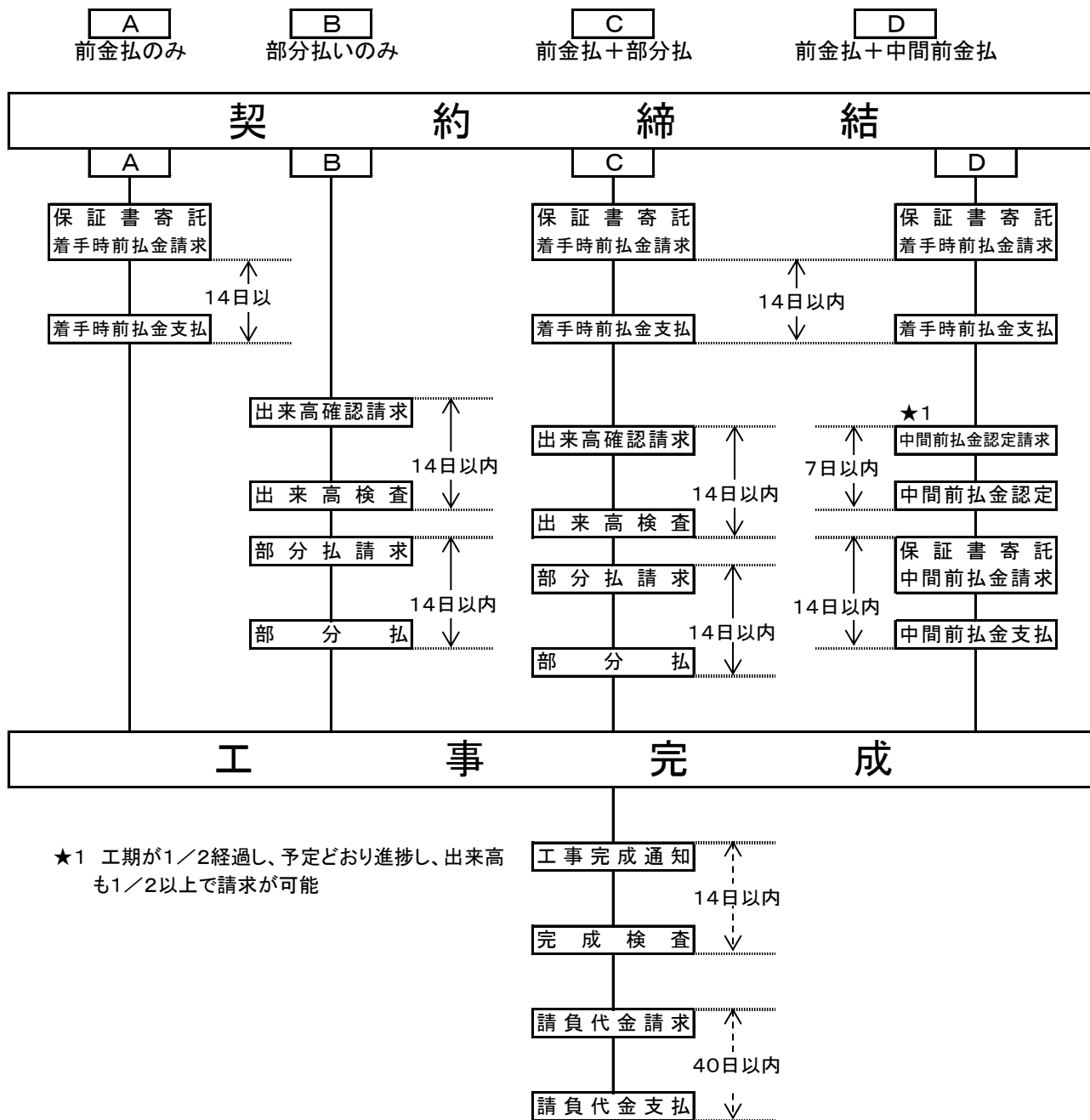
一の工事(複数年度契約にあっては、一の年度の工事)について、中間前払金と部分払(複数年度契約における各年度末の部分払および繰越に係る工事における年度末の部分払を除く。)の両方を受けることはできません。

6 適用時期

平成27年4月1日以後に入札の公告等を行う工事から適用します。

(令和6年4月1日以降に保証事業会社に保証申込をする建設工事については、電子保証による手続きが可能となります。)

1 工事請負代金支払手続フロー



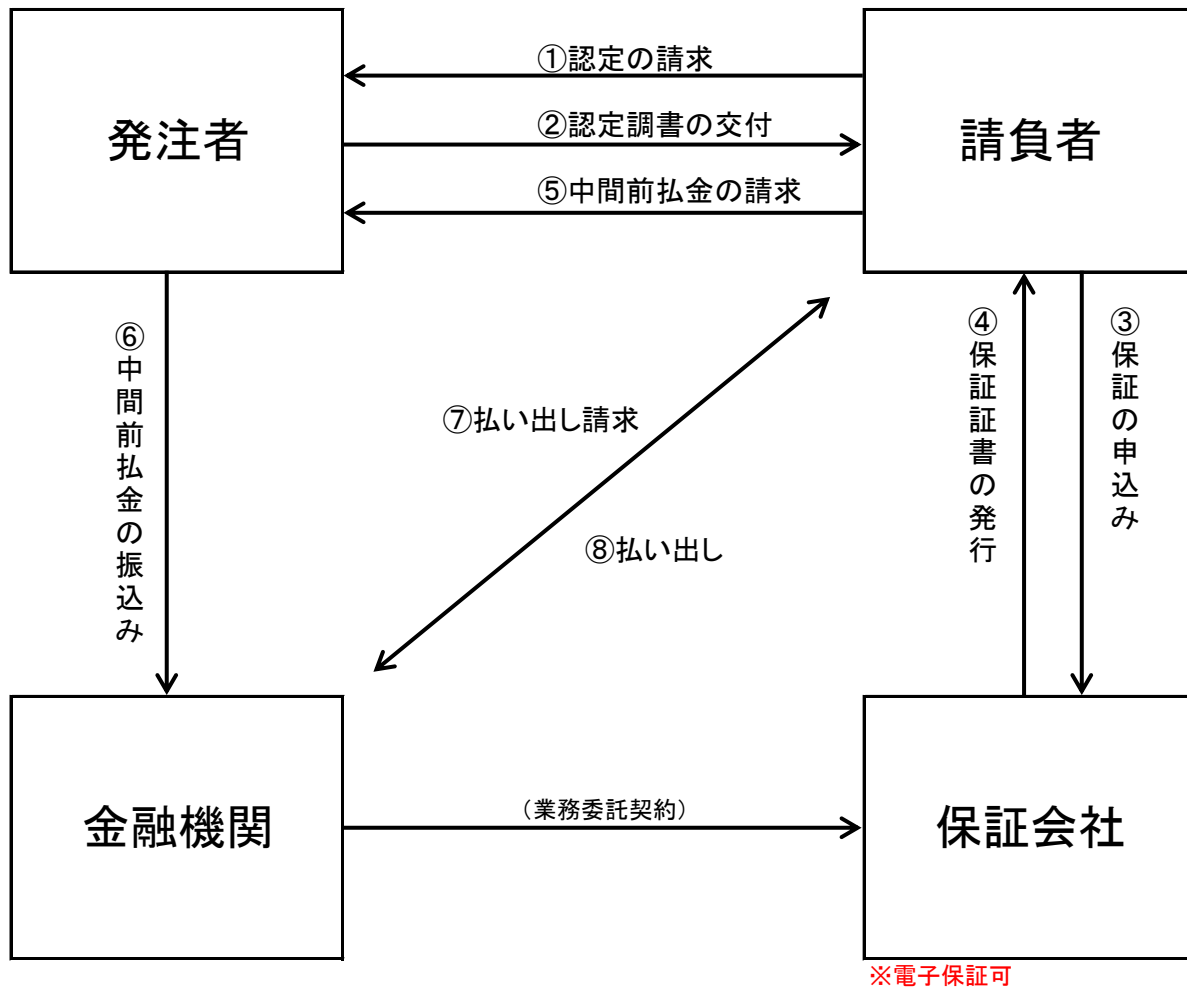
2 部分払と中間前払金の比較

(設定条件) 請負代金額1億円、着手時前払金率4割、出来高5割、中間前払金2割

着手時前払金	+	部分払	
着手時前払金 1億円 × 4/10		4千7百万円	(1)
部分払		2千7百万円	(2)
		5千万円 × 9/10 - (5千万円 × 9/10 × 4千万円 / 1億円)	
出来高5割時点の受取額(1)+(2)		= 6千7百万円	

着手時前払金	+	中間前払金	
着手時前払金 1億円 × 4/10		4千7百万円	(1)
中間前払金		2千万円	(2)
		1億円 × 2/10	
出来高5割時点の受取額(1)+(2)		= 6千万円	

3 中間前払金保証の流れ



- ① 請負者は、発注者に対して中間前払金の認定の請求を行う。
- ② 発注者は、請負者に対して認定調書を交付する。
- ③ 請負者は、保証会社に対して中間前払金保証の申し込みを行う。
- ④ 保証会社は、書類確認等の審査を行った後、中間前払金の保証証書を請負者に対して発行する。
- ⑤ 請負者は、発注者に対して保証証書(中間前払金)を添えて中間前払金の申請をする。
- ⑥ 発注者は、請負者の指定する金融機関に中間前払金を振り込む。
- ⑦、⑧ 請負者は、必要書類を金融機関に提出し、中間前払金を払い出す。